

亀岡市学校給食センター整備運営等事業

事業者選定基準

令和 8 年 1 月

亀岡市

— 目 次 —

1. 本書の位置づけ	1
2. 選定の概要等	1
2.1. 選定方式	1
2.2. 選定方法	1
2.3. 選定の体制	1
3. 選定の手順	2
4. 参加資格審査	3
5. 提案審査（基礎審査）	3
5.1. 提案書の確認	3
5.2. 提案価格の確認	3
5.3. 基礎項目審査	3
6. 提案審査（性能審査）	3
6.1. 性能審査の基本方針	4
6.2. 性能審査の評価基準	4
6.2.1. 性能審査に関する評価基準	4
6.2.2. 性能審査の採点基準	6
7. 提案価格の得点化方法	7
8. 総合評価	7
9. 優先交渉権者の決定	7
9.1. 優先交渉権者の決定	7
9.2. 結果の公表	7
9.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置	7

1. 本書の位置づけ

本事業者選定基準は、亀岡市（以下「市」という。）が亀岡市学校給食センター整備運営等事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、市と契約を締結し、本事業を実施する事業者を決定するための方法及び基準を示すものであり、募集要項と一体をなすものである。

2. 選定の概要等

2.1. 選定方式

本事業を実施する事業者には、亀岡市学校給食センター（以下「本件施設」という。）の設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的に事業者の幅広い高度な技術的能力やノウハウ等が求められるものであり、それらを総合的に評価して選定することが必要となる。

従って、最優秀提案者の選定に当たっては、提案価格のほか、事業能力、設計・建設能力及び維持管理・運営能力等のその他の条件を総合的に評価して優先交渉権者を選定する、公募型プロポーザル方式を採用して行う。

2.2. 選定方法

選定は、事業者の参加資格の有無を判断する「参加資格審査」と、事業者の提案内容を審査する「提案審査（基礎審査、性能審査）」の2段階に分けて実施する。

なお、参加資格審査の結果は、参加者の選定をするためにのみ用いるものとし、提案審査には持ち越さない。

2.3. 選定の体制

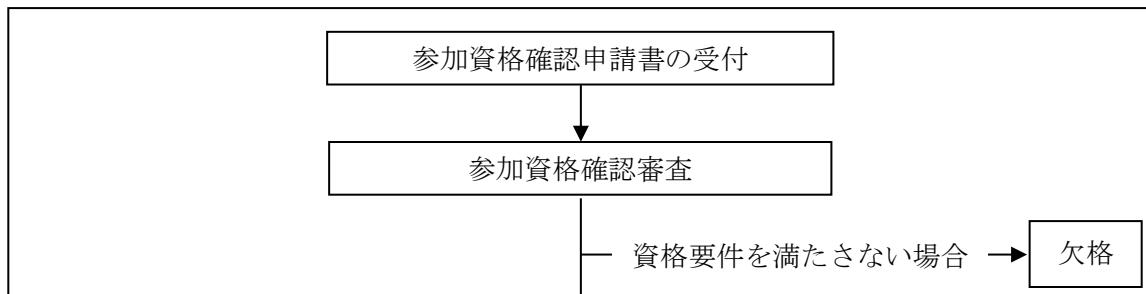
審査に当たっては、市が設置した「亀岡市学校給食センター整備運営等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、事業者選定基準に関する審議並びに参加者より提出された提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、選定委員会における審査は非公開とする。

3. 選定の手順

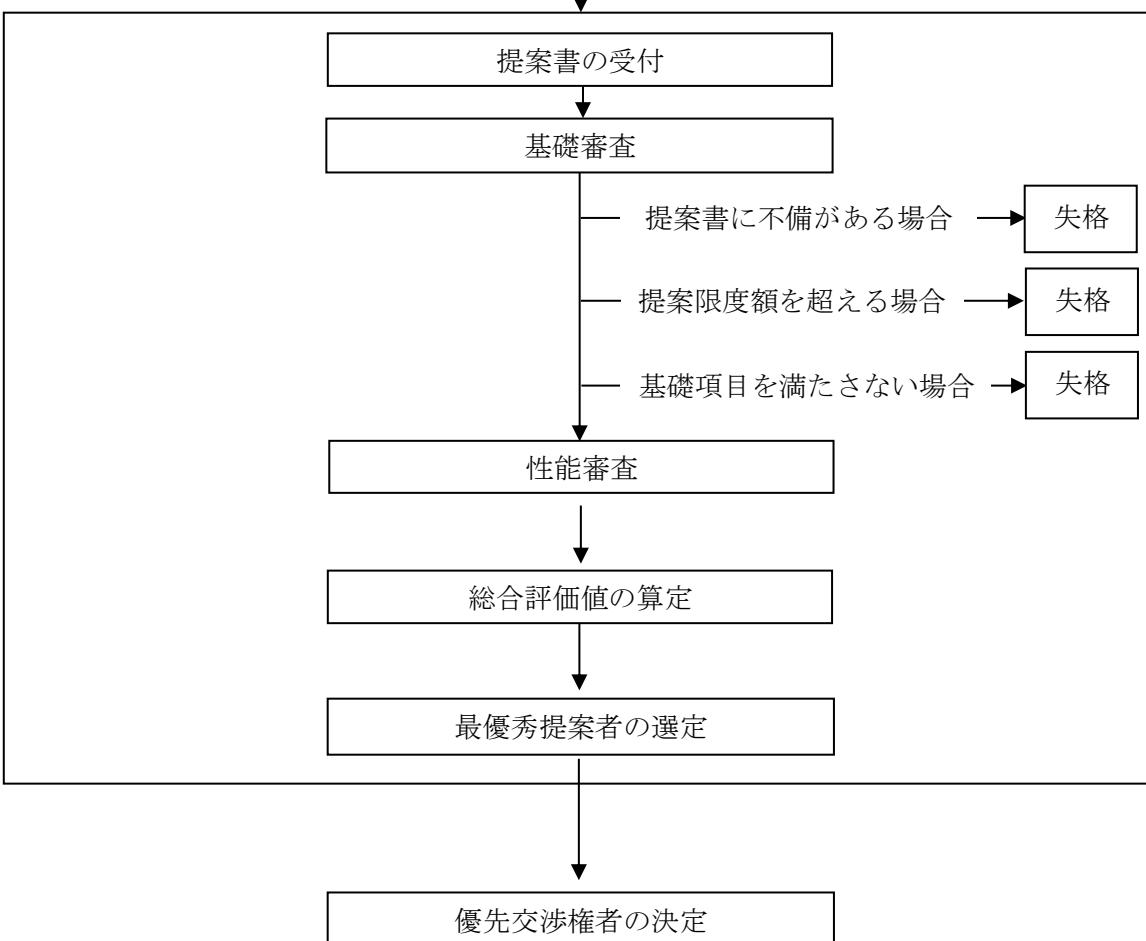
審査の流れについては、以下のとおりである。

(1) 参加資格審査：令和8年3月上旬～中旬に実施



(2) 提案審査

：令和8年5月下旬～6月下旬に実施



4. 参加資格審査

参加資格審査は、募集要項等に示す事業者の備えるべき資格要件を満たしているか否かの確認を行う。1項目でも参加資格要件を満たさない場合は、失格とする。審査の結果は代表企業に通知する。

なお、本資格審査を通過した参加者のみ提案書の提出を行い、「5.提案審査」以降の提案審査を行うものとする。

5. 提案審査（基礎審査）

基礎審査に当たっては、提案書に記載された内容が次の項目を満たしていることを確認する。

なお、以下の項目を満たしていない場合は失格とし、市はその結果を代表企業に通知する。

5.1. 提案書の確認

市は、提出された提案書が募集要項等の指定のとおりに揃っているかを確認する。

確認において、以下の全てを満たしていない場合は失格とする。

ア 提案書全てが揃っており、その全体について様式集に従った構成(項目の構成、枚数制限等)になっていること。

イ 提案書全体について、提案事項間の矛盾等がないこと。

5.2. 提案価格の確認

市は、提案価格書に記載された提案価格が提案限度額を超えていないことを確認（適格審査）する。提案価格が提案限度額を超える場合は、失格とする。

5.3. 基礎項目審査

市は、参加者の提案内容が要求水準の基礎項目を満たしているかについて審査を行う。

また、1項目でも要求水準の基礎項目を満たしていない場合、又は基礎項目について記載のない場合は失格とする。

要求水準の基礎項目は、以下のとおりである。

基礎項目	審査基準
①事業計画に関する事項	実現可能な事業工程となっていること。
②設計・建設業務に関する事項	要求水準に示す性能・仕様であること、又は同水準以上の性能・仕様であること。
③開業準備業務に関する事項	要求水準に示す業務内容が確実に実現すると判断できる提案がなされていること。
④維持管理業務に関する事項	要求水準に示す業務内容が確実に実現すると判断できる提案がなされていること。
⑤運営業務に関する事項	要求水準に示す業務内容が確実に実現すると判断できる提案がなされていること。

6. 提案審査（性能審査）

選定委員会は、基礎審査を通過した参加者の提案についてのみ性能審査を行うものとする。

性能審査は、提案書に記載された内容について、以下の方法に従い点数化する。

6.1. 性能審査の基本方針

提案内容の点数化（配点及び加点基準）に当たっては、市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定する。

性能審査は、事業者の提案内容について、以下に示す性能審査項目について加点基準に応じて点数化する。性能審査は、配点700点を満点とし、その内訳は「性能審査の評価基準」に示す。

性能審査は、提案書のうちの加点項目提案書を対象に行うものとし、必須項目提案書や図面集は性能審査で適宜参照する。

6.2. 性能審査の評価基準

6.2.1. 性能審査に関する評価基準

性能審査の評価項目及び配点は、以下のとおりとする。

(1) 事業計画に関する提案

	評価項目	配点	様式
事業 計 画	(1) 事業実施方針、実施体制 ① 本事業の目的、施設の役割等に合致した事業実施方針について、優れた提案がなされているか。 ② 上記の事業実施方針を具現化するため、必要人員の確保等を含め、事業期間全体にわたる実施体制について、優れた提案がなされているか。 ③ 各業務の品質確保に資する体制、品質の低下の兆候を早期に発見して自主的に改善が図られる仕組みについて、優れた提案がなされているか。	50	様式 25-1
	(2) リスク管理の方針 ① リスクを顕在化させない仕組みについて、優れた提案がなされているか。 ② リスクが顕在化した場合の対応策について、優れた提案がなされているか。	25	様式 25-2
	(3) 地域への貢献 ・ 市内事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努め、事業期間中ににおける必要な物資や消耗品等を市内から調達するなど、地域への貢献について、優れた提案がなされているか。	50	様式 25-3
	(計)	125	

(2) 設計・建設に関する提案

	評価項目	配点	様式
設計 ・ 建設	(1) 配置計画・内部計画 ① 本件施設用地内の配置計画や動線計画における安全性・防災性・機能性等への配慮について、優れた提案がなされているか。 ② 本件建物内の配置計画や動線計画、給食エリアのゾーニングにおける安全衛生・機能性・作業環境等への配慮について、優れた提案がなされているか。	75	様式 26-1
	(2) 施工計画 ① 近隣及び周辺施設や利用者に対して、交通渋滞その他建設工事に伴う周辺施設の利用者への影響を最小限に抑えるための工夫について、優れた提案がなされているか。 ② 工事期間中の安全管理について、優れた提案がなされているか。	50	様式 26-2
	(3) 地球環境・ライフサイクルコストへの配慮 ① エコマテリアルの採用、省エネルギー、省資源化など、環境負荷低減について、優れた提案がなされているか。 ② ライフサイクルコスト（特に光熱水費）の低減、施設の長寿命化について、優れた提案がなされているか。	50	様式 26-3
	(計)	175	

(3) 開業準備に関する提案

	評価項目	配点	様式
開業 準備	(1) 開業準備計画 ・ 各業務間の連携や市との連携を含め、供用開始後の運営を円滑に実施するための開業準備について、優れた提案がなされているか。	50	様式 27
	(計)	50	

(4) 維持管理に関する提案

	評価項目	配点	様式
維持 管理	(1) 維持管理計画 ① 予防保全を基本とした劣化等による危険・障害の未然防止について、優れた提案がなされているか。 ② 維持管理コストの低減や本件施設の長寿命化について、優れた提案がなされているか。	50	様式 28
	(計)	50	

(5) 運営に関する提案

	評価項目	配点	様式
運営	(1) 質の高い給食の提供 ① 多様な献立に対応できる体制や方策について、優れた提案がなされているか。 ② おいしい給食の提供及び食べ残し抑制への方策について、優れた提案がなされているか。	75	様式 29-1
	(2) 衛生管理 ① 調理業務において食中毒及び異物混入の防止を高水準で管理するための体制や方策について、優れた提案がなされているか。 ② 従業員の教育や健康管理の体制や方策について、優れた提案がなされているか(特にノロウイルスや0-157による食中毒発生の未然防止)	75	様式 29-2
	(3) 食物アレルギー対応 ① アレルギー対応食を衛生的かつ安全確実に、おいしく調理するための体制や方策について、優れた提案がなされているか。 ② アレルギー対応食が、対象となる児童生徒に確実に配膳されるまでの体制や方策について、優れた提案がなされているか。	50	様式 29-3
	(4) 配送・回収・配膳業務 ① 配缶後2時間以内に児童生徒が喫食可能な配送計画について、優れた提案がなされているか。 ② 交通渋滞や交通事故などの不測の事態への対応について、優れた提案がなされているか。 ③ 配膳業務に係る業務内容や人員体制及び学校運営への協力等について、優れた提案がなされているか。	50	様式 29-4
	(5) 食育支援 ① 本事業の基本理念等に即した食育推進実現のための取り組み内容について、優れた提案がなされているか。 ② 児童生徒にとって魅力ある食育支援の取り組み内容について、優れた提案がなされているか。	50	様式 29-5
(計)		300	

6.2.2. 性能審査の採点基準

性能審査については、評価項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を審査し、以下に示す判断基準により性能点を付与する。

	評価内容	採点レート
A	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が特に優れている提案内容	当該項目の配点×100%
B	AとCの中間の提案内容	当該項目の配点×75%
C	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が優れている提案内容	当該項目の配点×50%
D	CとEの中間の提案内容	当該項目の配点×25%
E	要求水準書の記載を超えない提案内容	当該項目の配点×0%

※その他に関する提案の「(2) 地域経済(定量評価)」については、発注額に基づく算定式により評価する。

7. 提案価格の得点化方法

提案価格を対象として、以下に示す方法に基づき価格点を付与する。

- ・ 性能審査に進んだ全参加者のうち、提案価格が最低である者を第1位とし、価格点の満点である300点を付与する。
- ・ その他の参加者の価格点は、第1位の提案価格（最低提案価格）と当該参加者の提案価格（当該提案価格）との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} \times (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格})$$

8. 総合評価

選定委員会は、算定した性能点と価格点の合計（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能点 (700点満点)} + \text{価格点 (300点満点)}$$

9. 優先交渉権者の決定

9.1. 優先交渉権者の決定

市は、参加資格審査及び提案審査の結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、価格点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、価格点も同点の場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

9.2. 結果の公表

市は、各参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

9.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置

参加者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に参加者がない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、参加者が1者であった場合も参加資格審査及び提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該参加者を優先交渉権者として決定する。

ただし、参加資格審査及び提案審査（基礎審査）において失格となった場合又は事業者として適切ではないと判定された場合（総合評価値が1,000点中600点未満の場合）は、本プロポーザルは成立しないものとする。